

山形県青少年保護条例施行規則

- 改正
- 昭和五十四年八月二十七日 規則第五十三号
 - 平成八年十月十五日 規則第六十三号
 - 平成十年三月三十一日 規則第三十三号
 - 平成十二年七月十八日 規則第一二二号
 - 平成十三年三月九日 規則第二六六号
 - 平成十四年三月八日 規則第十号
 - 平成十七年七月一日 規則第五十三号
 - 平成十七年九月三十日 規則第七十二号
 - 平成十七年十一月一日 規則第八十号
 - 平成十七年十一月二十五日 規則第八十六号
 - 平成十八年六月二十三日 規則第八十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、山形県青少年保護条例（昭和五十四年三月県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(有害興行の指定等の揭示)

第二条 条例第七条第三項の規定による揭示は、別記様式第一号によるものとする。

(図書類の有害指定基準)

第三条 条例第八条第二項第一号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部をぼかし、又は塗りつぶして表現していると思われるものを含む。）とする。

(一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態で次のいずれかに該当するもの

- イ 陰部を誇示し、又は露出した姿態
- ロ 自慰の姿態
- ハ 排泄(せつ)の姿態
- ニ 緊縛の姿態

(二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 男女の性交
- ロ 強姦(かん)その他の陵辱行為
- ハ 同性間の性行為

ニ 陰部、臀(でん)部又は女性の胸部を手、足、口又は有害特定かん具その他のもので触れる性行為（挿入する行為を含む。）

ホ 嗜(し)虐的又は被虐的な性行為
 獣姦(かん)その他変態的な性行為

2 条例第八条第二項第二号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面とする。
 全部改正（平成十年規則第三十三号）

(有害図書類の陳列方法)

第四条 条例第八条の二第一項に規定する容易に青少年の目に触れない措置とは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (一) 壁、カーテン等で青少年が自由に出入りできないようにすること。
- (二) 一冊ごとにビニール等で包装し陳列すること。
- (三) おおむね百五十センチメートル以上の高さで陳列すること。
- (四) 背表紙のみが客に見えるように陳列すること。
- (五) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める措置

2 条例第八条の二第二項に規定する表示は、別記様式第二号によるものとする。

追加（平成十年規則第三十三号）

(特定かん具類の有害指定基準)

第五条 条例第十条第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有する物品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造又は機能を有する物品で、電動式のバイブレーターを内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
- (三) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形になるものを含む。）

追加（平成十年規則第三十三号）

(自動販売機等の設置に係る届出等)

第六条 条例第十条の三第一項に規定する届出書は、別記様式第三号によるものとする。

2 前項の届出書には、自動販売機等管理者に第十条の四第二項の権限を与えていることを証する書面及び自動販売機等の設置場所の提供者が設置場所の提供を承諾した旨を証する書面を添付するものとする。

3 条例第十条の三第二項に規定する届出書は、当該届出書に係る自動販売機等による販売又は貸付けの中止に係るものにあつては別記様式第四号に、変更に係るものにあつては別記様式第五号によるものとする。

4 新たな自動販売機等管理者を置く場合及び自動販売機等の設置場所の提供者が変わつた場合の前項の届出書には第二項の規定を準用する。

追加（平成十年規則第三十三号）

(自動販売機等の表示)

第七条 条例第十条の三第四項の規定による表示は、別記様式第六号によるものとする。

追加（平成十年規則第三十三号）

(多数の青少年が利用する施設)

第八条 条例第十七条の二第一項に規定する規則で定める施設は別表のとおりとする。

追加（平成八年規則六十三号）、旧四条線下（平成十年規則三十三号）、一部改正（平成十四年規則十号）

(身分証明書)

第九条 条例第二十五条第四項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第七号によるものとする。

追加（平成十年規則第三十三号）

附則

この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則（平成八年十月十五日規則第六十三号）

この規則は、平成九年二月一日から施行する。

附則（平成十年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成十二年七月十八日規則第一二二号）

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成十三年三月九日規則第二六六号）

この規則は、平成十三年三月八日から施行する。

附則（平成十四年三月八日規則第十号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十七年七月一日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年九月三十日規則第七十二号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成十七年十一月一日規則第八十号）

この規則は、公布の日から施行する。